

令和3年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和3年12月9日 午後2時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

日程第 1 議案第 44 号 松田町選挙公報の発行に関する条例（選挙公報の発行に関する条例
審査特別委員会報告）

- 日程第 2 議案第 45 号 松田町工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 3 議案第 52 号 工事請負契約の締結について（令和 3 年度～令和 4 年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 4 発議第 5 号 議会改革推進委員会の設置に関する決議の提出について
- 日程第 5 議案第 49 号 令和 3 年度松田町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 6 議案第 50 号 令和 3 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 51 号 令和 3 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 同意第 5 号 監査委員の選任について
- 日程第 9 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 10 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 11 同意第 8 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 12 各種委員会委員等の諸般報告
- 日程第 13 委員会の閉会中の継続審査申出書
- 日程第 14 議員派遣の件について

6. 議会の状況

議長 皆さん、こんにちは。松田町議会定例会本会議第 3 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、大変御苦労さまです。

本日も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は10席とし、マスクの着用、くしゃみ・せき・発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、発言の際は内容を明確にし、マイクを活用して発言してください。町長の説明は今まで以上に的確かつ分かりやすく、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。また、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。休憩

中は窓を開けるなどして換気を行ってください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（14時00分）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例（選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会の審査報告を求めます。委員長 田代実君。

選挙公報の発行に
関する条例審査
特 別 委 員 長

それでは報告させていただきます。

令和3年12月8日、松田町議会議長 飯田一殿。選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会委員長 田代実。

選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会報告書。本委員会は、12月8日に役場4階大会議室において、委員11名全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和3年第4回議会定例会において付託された議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。総務課長ほか関係職員出席のもと、近隣町の選挙公報、関係法令等の提出を求め、質疑を行いました。

審査の結果、有権者へ町政の情報を適切に伝えるために必要な条例であると判断しました。

なお、次の項目について申し入れます。

(1) 規則等でホームページ等に掲載する方法を示すこと。

(2) 選挙公報の配布期間は4日間と短いため、自治会に過大な負担をかけないよう、自治会長連絡協議会と十分な話し合いを行うこと。

以上のとおりです。

議長 選挙公報の発行に関する条例審査特別委員会委員長の報告が終わりました。
議員全員による特別委員会のため、質疑を省略します。
討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第44号松田町選挙公報の発行に関する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 日程第2「議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 南雲まさ子君。

産業厚生常任委員長 令和3年12月8日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 南雲まさ子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、12月8日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第4回議会定例会において付託された議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、関係法令の提出を求め、逐条で説明を受け、質疑を行い慎重に審査しました。

審査の結果、適切なものであると判断いたしました。

以上です。不明な点がございましたら、私のほかにも委員がいますので、発言をお許してください。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例に対する委員長の報告は可決です。議案第45号松田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備）」（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

総務文教常任委員長 それでは委員会報告をさせていただきます。令和3年12月9日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 古谷星工人。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月9日に委員6名中全員出席の

もと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第4回議会定例会において付託された議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼まちづくり課長、総務課長、教育委員会教育課長ほか関係職員出席のもと、必要な資料提出を求め、慎重に審査しました。

審査の結果、本議案については地方自治法施行令167条の2（随意契約）の要件には合致しないため、本契約については契約の方法を見直すべきだと判断いたしました。

以上です。私のほかにも委員がいられますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

11番 寺 嶋 それでは、2点ほどお伺いします。今、報告ありました。地方自治法施行令167条の2の（随意契約）の要件に合致しないためということですが、これ、具体的にどのように審議されたのか、まずその辺お伺いします。

それから、請負代…議案第52号の工事請負契約の締結についての請負代金、それから工事請負契約…見積り結果調書などで請負代金と予定価格など明記されておりますが、これらの価格がね、あと妥当だったのか。そのことについて、どのように審議されたのか、2点ほどお伺いをいたします。

2番 古 谷 まず、1点目の167条の6、7の関係だと思いますけども…ちょっとすみません。ちょっと待ってください。

すみません。167条の2の6番、随意契約の関係ですけども、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みであるときというような1項があります。これには「著しく」という解釈の中で、この中では229万でしたっけ、その金額ということで、著しくというようなことではないというような意見が出ておりました。

あと、見積り金額につきましては、設計書を見させていただきまして、チェックをさせていただきました。以上です。

6 番 井 上 今、委員長のほうで説明をしました関係でですね、私からもですね、それについて委員会の中で質疑を行いましたので、補足をさせていただきたいと思います。まず最初にですね、地方自治法施行令第167条の2、随意契約の要件に合致しないということであります。今、委員長も説明をされましたけれども、競争入札に付することが不利と認められるときというのが第6号にあります。第7号は、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときと。その2点が担当課長等の説明では挙げられましたが、経費が削減される等ということの説明と、あとですね、設計金額の中で経費等で1,400万円が削減できる。ただ、それもですね、実際に積算の明細等を選考委員会の中に示されて、それに伴いですね、それを審議をしたということにはなかったという説明がありました。実際に著しく有利な価格で行うことができる見込みがあるということの中で、1,400万の経費に係る減額分というのは、5億、予定価格に対しまして、契約金額が5億4,900万円、予定価格が5億5,200万円、それらと比較しますと2.5%分が有利になるということで、これは法施行令の趣旨から著しくということは当然言えないという判断の中で、これらはやはり随意契約ではなく、競争入札に付すべきものだということの判断をさせていただきました。

あと、議案52号の参考資料の2の中の予定価格についてです。これはですね、委員会の資料のみでですね、金額が、設計金額が入った資料が配られましたが、それはですね、委員会の場限りということで、回収をしておりますので手元にはございませんが、積算項目の名称等もですね、この工事請負契約の説明は、校舎解体・グラウンド整備ということですが、設計書の中にはですね、外構工事というふうな項目も加わっていてですね、ちょっと不明確な設計書であったということで、その辺のチェックがですね、適切ではないことからですね、この予定価格についても再度ですね、精査な設計が必要ではないかと、そういうふうな結論に至りました。以上です。

議 長 よろしいですか。

1 1 番 寺 嶋 分かりました。よろしいです。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論は委員会報告が否決ですので、松田町議会会議規則第51条及び松田町議会運営基準第100項の規定にのっとり、まず原案賛成者、次に原案反対者を交互に行います。原案賛成者の討論を求めます。

1 番 唐 澤 議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））の賛成の立場で討論いたします。

私としては、今後自分の子供が通う小学校として一番心配していたことは、アスベストの件でした。一括工事にすることで、補助金を3分の1から2分の1に拡大させ、予定価格よりも低く進められるように調整してきた執行側の努力を高く評価いたします。

また、一般競争入札ではなく、随意契約で実施したことに関しても、適切であると判断いたします。その理由としては、まず、平成30年にプロポーザルの要領の協定書も目を通して小学校建設の債務負担行為を議会で承認しています。金額面では競争入札にすると約1,400万円ほど高くなると説明もありました。この金額は決して小さい額とは思いません。そして、今朝の新聞でも山北町が木材高騰のため、体育館建替え計画を見送る方針を固めたとありました。山北町は工事費用が増えるだけでなく、木材調達も困難。鋼材の価格も急騰していると理由を述べています。原油、半導体不足などの様々な素材不足、また人手不足の社会情勢を鑑みると、地方自治法施行令第167条の2の6、7に十分該当し、一般競争入札にするべきではないと考えます。

以上のことから賛成しますので、御賛同のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、原案反対者の討論を求めます。

6 番 井 上 それでは、私はですね、議案第52号工事請負契約の締結（松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））について、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

工事請負契約の締結（校舎解体・グラウンド整備）については、執行者側は随意契約とした根拠は、前田建設工業ほか共同企業体とのプロポーザル協定及びアスベスト処理が必要となった際に取り交わした変更協定書において、契約の方法は随意契約とするとされていることから、随意契約の方法により1者による見積りを行ったということでも説明をされました。そもそもこのプロポーザル協定書及び変更協定書というのは、契約ではないと、補助金の執行に係る事前執行としてですね、契約として取り交わすとですね、補助金が頂けないという説明もあったことからですね、議会承認の契約ではないので、議会承認の手続を取っていないということです。

このことから、プロポーザル協定の中の随意契約とするという一文はですね、これを議会のほうにですね、今回の工事請負契約を議会に提案された根拠としてですね、随意契約と認めることはできないというふうに考えます。

そして、本議案、工事請負契約の締結（校舎解体・グラウンド整備）が適正な契約か否かを判断するには、地方自治法施行令第167条の2（随意契約）の各号が該当する随意契約であるかどうかを議会としては判断をすべきだと思います。工事請負に係る規定で、167条の2の中で本議案に該当するものは第1号です。これは松田町契約規則で定める額としてですね、130万円以内のものは随意契約でできるという規定ですが、これはオーバーをしています。第6号、競争入札に付することが不利と認められる。これはですね、町側の説明もですね、不利となる理由が見当たりません。

第7号、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときとあります。これもですね、著しくということは、10%、20%とですね、かなりの額が競争入札による場合とですね、随意契約による場合でメリットがある。今回は5億5,000万円あまりに対して1,400万円、これは2.5%に当たります。通常の契約、入札等では数%の予定価格に対して数%の落札と

いうのは当然ある範囲内です。著しくという言葉です、しっかりと議会としてですね、判断をしなければいけないというふうに考えています。

これらに該当しない本議案の校舎解体・グラウンド整備工事は、地方自治法施行令の167条の2（随意契約）に該当をしないということであり、議会として本議案は否決すべきであると考えます。

また、本議案の契約金額は5億4,900万円と巨額な契約であります。町民の税金による事業を行っている以上ですね、地方自治法の中の競争入札という原則以外のですね、特例としての随意契約によるべきではなく、工事請負契約の契約行為は原則競争入札という基本的な執行をすべきであります。神奈川県工事契約においてもですね、1億円以上の工事の随意契約はないと聞いています。

議案第52号工事請負契約の締結（校舎解体・グラウンド整備）については、不明確な見積りではなく、競争入札による適正な執行で業者を選定し、契約することで、有効な税金等の執行ができると考えています。執行者側の言うように、校舎建築業者が一番安く確実に解体工事等ができるのであれば、競争入札においても、個々の共同企業体の参加業者が参加をして落札できるのではないかとこのように考えています。子供たちがこれから学んでいく松田小学校、ぜひ適切な競争入札による契約方法で進めていかなければいけません。ぜひとも委員長報告に皆さんの賛同をお願いをいたします。

以上、本議案について、委員長報告に賛成の討論とさせていただきます。以上です。

議長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を打ち切り採決を行います。議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第52号工事請負契約の締結について（令和3年度～令和4年度松田小学校建設工事（校舎解体・グラウンド整備））は、原案のとおり

決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「発議第5号議会改革推進委員会の設置に関する決議の提出について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

6 番 井 上 それでは、発議をですね、朗読させていただきます。

発議第5号、令和3年12月9日、松田町議会議長 飯田一殿。

提出者、松田町議会議員 井上栄一。賛成者、唐澤一代、古谷星工人、内田晃、平野由里子、田代実、南雲まさ子、中野博、齋藤永、寺嶋正、大舘秀孝。

議会改革推進委員会設置に関する決議の提出について。上記の議案を別紙のとおり松田町議会会議規則第13条の規定により提出します。

1枚めくっていただきまして、別紙です。議会改革推進委員会設置に関する決議。

次のとおり議会改革推進委員会を設置するものとする。

記、1、名称。議会改革推進委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び松田町議会委員会条例第5条。

3、目的。議会基本条例に基づく開かれた議会及びICT化議会の推進を検討するため。

4、委員の定数。6名。

5、調査期限。本特別委員会は、3に掲げる目的を達成するまで閉会中もお調査を行うことができる。

6、調査経費。本調査に要する経費は、議会費予算内とし、議長の下命を得て支出する。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第5号議会改革推進委員会の設置に関する決議の提出について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に委員の人数、氏名、正・副会長など必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら、議長まで報告願います。

議 長 暫時休憩します。 (14時33分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時45分)

休憩中に議会改革推進委員会を設置することに決定しました。そのように取り扱って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、議会改革推進委員会を設置することとなりました。

次に、委員が決定しました。委員は議員6名で構成されます。名前を読み上げます。寺嶋正君、南雲まさ子君、井上栄一君、平野由里子君、内田晃君、唐澤一代君。委員長には井上栄一君、副委員長には平野由里子君が決定しました。審査をよろしく願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いします。

議 長 日程第5「議案第49号令和3年度松田町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第49号令和3年度松田町一般会計補正予算（第9号）。

令和３年度松田町一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,924万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8,855万4,000円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

令和３年12月７日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政 策 推 進 課 長 それでは、議案第49号令和３年度一般会計補正予算（第９号）について御説明をさせていただきます。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業や、新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金充当事業、また人事院勧告等に伴う職員給与費の減額補正、松田小学校整備事業における特定寄附金などに伴う補正となります。

それでは、３ページをお開きください。第２表、地方債の補正の変更でございます。令和３年度の学校教育施設等整備事業の地方債でございますが、こちらは松田小学校整備事業によるもので、今回企業版ふるさと納税による寄附がございましたので、起債限度額から180万円を減額し、補正後の限度額を10億5,920万円とするものでございます。

それでは、10ページ、11ページの事項別明細書の２、歳入より御説明をさせていただきます。款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、衛生費国庫負担金では、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1,465万4,000円の補正をするもので、こちらは３回目等のワクチン接種に伴う追加分による増額補正で、10分の10の補助事業となります。

次に、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、13万9,000円の補正となります。事業内容等につきましては、歳出で御説明をさ

せていただきます。

続きまして、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金、節、児童福祉費国庫補助金、説明欄、保育対策総合支援事業費補助金では、こちらはさくら保育園に伴うですね、新型コロナウイルス感染症対策の支援事業費といたしまして、25万円の補正を行うものでございます。2分の1の補助事業となります。

次に、節、子ども・子育て支援事業費補助金の説明欄、子ども・子育て支援事業費補助金149万6,000円の補正については、児童手当の制度改正に伴う改修費負担金として、10分の10の補助事業となります。

続きまして、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金、節、子育て世帯への臨時特別給付金国庫補助金、説明欄、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金につきましては、対象見込み1,201名でございます。その5万円の給付ということで、6,005万円の補正となります。なお、臨時特別給付金の事務費補助金につきましては、115万4,000円の補正となります。合わせて10分の10の補助事業となります。

次に、目、衛生費国庫補助金、節、保健衛生費国庫補助金、説明欄、感染症予防事業費国庫補助金107万2,000円の補正となります。こちらはですね、ロタワクチンの関係や新型インフルエンザ等の対策特別措置法関連のシステム改修に対する補正となります。

続きまして、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業補助金2,219万2,000円につきましては、ワクチン接種に伴うコールセンター業務の増額や、3回目などのワクチン接種券の印刷費、また集団接種実施業務予約システム改修経費等、新型コロナウイルスの体制整備に伴う補助金となります。こちら10分の10の補助事業となります。

続きまして、説明欄、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金300万7,000円でございます。こちらにつきましては、集団接種会場の医療従事者におきまして、派遣費につきましては各医療機関での休日対応が対象とならなくなったため、町の負担額を全額減額補正するものでございます。

続きまして、款、寄附金、項、寄附金、目、特定寄附金のまち・ひと・しご

と創生寄附金189万1,000円の補正となります。当町におきましては、今回で3件目となります企業版ふるさと納税、こちら正式名称につきましては地方創生応援税制という補正でございます。今回11月の2日に和信化学工業株式会社様から、また11月16日ですね、せど株式会社様から寄附がございましたので、この寄附の使途につきまして、松田小学校整備事業に充当するという要望がございましたので、補正をするものでございます。

続きまして、款、繰入金、項、基金繰入金、目、教育施設整備基金繰入金につきましては、9万1,000円の減額補正でございます。松田小学校整備事業への寄附金に伴う起債の減額に対し、その端数を基金繰入金から減額するものでございます。

続きまして、款、町債、項、町債、目、教育債、節、学校教育施設等整備事業債につきましては、こちらも企業版ふるさと納税の寄附金に伴い特定目的事業に充当し、松田小学校整備事業の起債を180万円減額補正するものでございます。

続きまして歳出について御説明をさせていただきます。12、13ページでございます。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、説明欄、職員給与費につきましては、1,013万5,000円の減額で、人事院勧告等による補正となります。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、地域交通対策費、説明欄（2）感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金につきましては、路線バス事業者緊急経営継続支援給付金として、地方創生臨時交付金を活用した地域公共交通の維持、確保及び経営支援という観点で、富士急湘南バス株式会社様の乗合バス保有台数25台に対し、感染症の対策事業1台4万円の事業といたしまして、合計100万円を給付するもので、こちらにつきましては、山北町、大井町、小田原市との広域連携支援として実施しているものでございます。それぞれの市町でも、国の地方創生臨時交付金を活用して行った事業となります。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄、職員給与費241万7,000円の増額補正につきましては、職員の異動等に伴う補正

でございます。また、説明欄（２）介護保険事業特別会計繰出金につきましては、人事院勧告等に伴う職員給与費の繰出金150万円を減額補正するものでございます。

続いて、目、老人福祉総務費の説明欄（４）敬老会関係につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止に伴い、本年度の敬老会が中止となりましたので、その関係経費の記念品や舞台技術者委託料等合わせて203万6,000円を減額補正するものでございます。

次に、14、15ページでございます。款、民生費、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、償還金利子及び割引料につきましては、説明欄、子ども・子育て支援交付金の国庫返還金及び県費返還金と、子ども・子育て支援整備交付金国庫返還金及び県費返還金で、総額359万1,000円の補正となります。さくら保育園の一時預かり保育事業の令和２年度実績に伴う返還金とですね、子育て支援の整備交付金につきましては、松田小学校整備事業での令和２年度の学童保育施設整備分の実績に伴い、返還金となるものでございます。

次に、目、児童措置費の説明欄（３）児童手当事業の負担金補助及び交付金では、児童手当の改正等に伴い、システムの改修費といたしまして149万6,000円の補正となります。こちらは10分の10の補助事業となります。

次に、目、児童措置費、説明欄（５）子ども・子育て支援事業では、償還金利子及び割引料、こちらにつきましては子育てのための施設等利用給付費の国庫及び県費の返還金、合わせて15万7,000円の補正をするものでございます。幼稚園等の預かり保育利用実績に伴う返還金となります。

続きまして、目、児童措置費、説明欄（６）感染症総合対策事業、負担金補助及び交付金、保育環境改善等事業補助金50万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の支援といたしまして、消毒液等の消耗品等の購入に伴う補助金で、2分の1の補助事業となります。

次に、説明欄の４、子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費でございます。（１）子育て世帯への臨時特別給付金事業の負担金補助及び交付金ほか臨時特別給付金事業では、6,075万9,000円を補正するものでございます。給付金

につきましては、対象者1,201名分と、それに伴う事務費といたしまして、システム改修などの補正となります。こちらは、対象者はですね、児童を養育している方の年収960万未満でですね、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童の子供に1人10万円相当の給付を行うことで家計を支援するという国の制度でございます。今回は、年内、12月末までにですね、現金5万円の支給を実施するため、ここで補正をするものでございます。残りの5万円分につきましてはですね、今いろいろな議論もされております。国や近隣4町の動向も踏まえて、残りの5万円分は来春までにクーポン券での追加支給を国が予定をしていると。現段階では国の制度設計がまだ確定ということがないので、改めて当町におきましては必要に応じて専決処分または補正計上をさせていただきたいというふうに考えてございます。現状、これから自治体の意見を聞きながら、残りの5万円をという話もございますので、現段階ではこの5万円のみの給付の補正とさせていただきます。

次に、説明欄（2）でございます。会計年度任用職員給与費につきましては、この給付金事務の補助員報酬ということで、21万9,000円の補正をさせていただくものでございます。

続きまして、16、17ページでございます。款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、説明欄（1）職員給与費につきましては、108万円の減額補正で、人事院勧告等によるものでございます。

次に、説明欄の2、保健衛生事務に要する経費では、（3）一般健康づくり事業での負担金補助及び交付金で、こちらは町村共同システム改修負担金では、健診結果の利活用に伴う情報の標準化システム改修や、健康管理システムの改修負担金として182万3,000円を補正するものでございます。

続きまして、項、保健衛生費、目、予防費、説明欄（2）感染症予防事業の償還金利子及び割引料でございます。こちらは、風疹の追加的な対策分に伴う国庫補助金の返還金として10万5,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄（1）でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備事業1,423万1,000円の補正でございます。コールセンター業務委託

やワクチン接種に伴う予約システムの改修、医療従事者ほか3回目の接種、こちらのほうにつきましては、原則今は8か月ということで町は対応していきます。及び、5歳から11歳の小児への接種に伴うもので、その接種券印刷費などの補正となります。小児につきましてはですね、国のほうの方針といたしまして、2022年1月からですね、小児用ワクチンを含め、1億2,000万回分をファイザー社から供給する契約を予定し、早ければ2月からという方針が出ておりますので、可能性があるという方針が出ておりますので、ここで補正をさせていただくものでございます。

次に、説明欄（2）新型コロナウイルスワクチン接種事業の委託料では、1,880万7,000円の補正でございます。こちらは集団接種実施業務、またワクチン接種対策費として、休日・時間外接種に対する加算分などの委託となります。10分の10の補助事業となります。

続きまして、款、農林水産費、項、農業費、目、農業総務費、説明欄（1）職員給与費につきましては、職員の異動等に伴う補正で、142万円の補正となります。

次に、18、19ページになります。款、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費、説明欄、職員給与費につきましては39万円の補正で、こちらも職員の異動等に伴う補正となります。

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、説明欄（1）事務局職員給与費150万円の減額補正で、人事院勧告等に伴う補正となります。

（2）幼稚園職員給与費につきましても、人事院勧告に伴う46万円の減額補正となるものでございます。

続きまして、説明欄の（14）感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金では、修学旅行の取消料の負担金といたしまして、37万9,000円を補正するものでございます。それぞれですね、松田小学校、寄小学校、松田中学校の児童また教諭というところの支援でございます。こちらも地方創生臨時交付金充当事業でございます。

次に、項、小学校費、目、松田小学校費につきましては、先ほどの寄附に伴

う松田小学校費の地方債の減額及び基金繰入金の減額に伴う財源補正が掲載されてございます。

続きまして、20ページ、21ページでございます。款、項、目、予備費でございます。予備費につきましては、865万7,000円の増額で、総額4,502万4,000円となります。

22ページから35ページまでにつきましては、一般会計並びに全会計の給与費明細書を添付させていただきました。また、地方自治法施行令第144条に基づき添付させていただいた36ページに地方債の見込みに関する調書を添付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上、一般会計補正予算（第9号）につきまして、御審議よろしく願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

1 番 唐 澤 15ページ、歳出の部分で、子育て世帯への臨時特別給付金に要する経費の給付金事業ですね、これ、年内に5万円現金を支給するという事なんですけれども、残りの5万円をクーポンということで、政府のほうも発表していますが、クーポンにした際に事務費がすごくかかるということで、全国幾つか、10万円全部現金で給付するところも出てきています。仮にクーポンにした場合には、どれくらいの事務費が予想されるのか。また、その事務費に関しても全て政府のほうで出されるのかというところをお聞かせください。

子育て健康課長 ただいまの御質問にお答えいたします。こちらに掲載してございますのは、先ほど申し上げましたように国の予備費を充当して年内に5万円支給するという予算計上でございます。議員から御質問ございましたクーポン券等につきましては、補正予算、国の補正予算の対応ということで、今、審議中で、クーポン券にするか現金でもよいのか、そういったところは報道はいろいろされておりますが、直接町のほうにはまだ来ておりませんので、どのくらい費用がかかるとか、そういったところはまだ何も算出はしておりません。

1 番 唐 澤 まだ出してないということで、分かりました。ただ、クーポンにした場合には、今の現金のシステムで対応できるのかというところ、新たにまたつくって

いかないといけないのかというところ、もし分かれば教えてください。

子育て健康課長 対象者につきましては、今回の対象者と同じということで、ただ、配る方法ですね、それがどのようになるかというところは、また違ってくると思います。現金でしたら、そのまま口座に入金ですが、クーポン券ですと郵送等を使う、どんな方法があるのか検討しなければ分からないんですが、ちょっと今のところそこまでは考えておりません。

議 長 よろしいですか。

政策推進課長 御質問につきまして、クーポンの件なんですけれども、国のほうもですね、クーポンがデジタルのポイント付きのＩＣカードの送付、また、町に応じたお店での商品やサービスの購入できる方法、いろいろ今、模索している中です。目的としては、来春の春の卒業・入学、新学期に迎えて子育てにかかるサービスや消費に利用できる子供たちの支援ということで、その辺の仕組みは国も言ってますけど、どのような形でお金がおおりてくると、全くまだ見えない状況でございますので、その辺の動向を踏まえて今後補正予算あるいは専決という形になるかもしれないんですけれども、対応させていただきたいということで説明を終わりにします。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

6 番 井 上 ワクチン接種がですね、こういった形で補正予算対応してですね、今、今度は第6波ですか、というのが目前に迫っているという中で、先ほどの説明の中ではですね、原則8か月で、あとまた小児対応もされるという説明もありました。それに先立ちまして、先ほど、先日回覧等でですね、町内のほうにもたしかピンク色ですか、の回覧が回ってきているということで、準備が着々と進んでいるんだなというふうに思います。

その中でですね、接種券等はいつぐらいをめどに発送されるのか。医療系以外のですね、一般住民等で、やはり最初は65歳以上の高齢者がその順番になるのかなというふうには思うんですけれども、それらがですね、実際に接種ができる、早い、日数というのは、第2回目接種から単純にもう8か月ということで計算をしていいのか。それとも、もう少し早まる見込みは、6か月、前回接

種から6か月のほうがいいというふうな報道もあります。そういった中で、時期的にはどういうふうな形でね、8か月としか今は聞いてないとかですね、そういった時期的なものについてお聞かせお願いいたします。

子育て健康課長 ただいまの、まずクーポン券の発送ですが、先日のピンクの回覧にも掲載をさせていただきましたが、2回目の接種が終了後8か月をたった月の前月までにはクーポン券をお届けするようにいたします。今、報道等で6か月というお話も出ておりますが、国や県のほうから6か月に前倒しという詳しいお話は今こちらに届いておりませんので、今の段階では8か月に3回目を接種するよう、準備を進めております。（私語あり）

クーポン券の発送については、お手元に届くのは1か月前と申し上げましたが、クーポン券の発送の準備は進めておりますので、前倒しになった場合も…（私語あり）クーポン券のほうは、もう今月中には、3月分までは手元に届く予定にはなっております。発送のほうは先ほど申し上げたような、1か月前までに届くように準備をしております。

6 番 井 上 了解をしました。今月でということ。たしか早い方ですと5月ぐらい、第1回目が5月…5月だから、だから6月ですよ。それから8か月…8か月の前、だから2月ぐらい。2月にはクーポン券が発送されると。1月ですか。（私語あり）2月で。ああ、そうですね。じゃあ、1月にはクーポン券が早い方では発送される予定だということ。それも今、町長が横から補足されましたけれども、国のほうの体制として6か月に前倒しされれば、それに対応される準備はできているということで、安心をしました。

今現在ですね、あと、じゃあ、もうワクチンのほうはですね、前回と同じような冷凍状態で保管をされるというふうに思いますが、町のほうにはもうワクチンは、これから届くのか、もう届いているのか、その点についてをお伺いをいたします。

子育て健康課長 3回目の接種は医療従事者の方がもう始まっております、12月。その方の分につきましては、もう既に届いておりまして、上病院等も配送のほうもしております。この後1月に接種が始まる方の分、1箱分は今月、12月の22日にファ

イザー製のものが1箱届く予定になっております。その後、また…時期ははっきりしておりませんが、ファイザー製のものが1箱。今、モデルナの薬剤、承認されてるところですが、承認後はモデルナのほうも配給予定になる予定です。

6 番 井 上 了解しました。かなりですね、町民の方で、じゃあ、いつぐらいになるのか、オミクロンに対する対応はできるのかというふうな心配もあるかと思います。そういったところをですね、自分のほうにも、私も伝えますし、町からもですね、速やかに情報提供をお願いをしていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 ほかにございますか。

5 番 田 代 13ページをお願いいたします。13ページの12、地域交通対策費、負担金補助及び交付金です。先ほど担当課長から、これについては感染症の対策の一環として、路線バス事業者に緊急経営継続支援給付金として100万円支出すると。山北、大井、小田原、こういった広域連携により支出してるという説明でした。これについて、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

私のイメージで言うと、国からの交付金、コロナでお客さんが少なくなって経営が厳しいから、路線バス経営厳しいから支援するのかなという感じなんですけれども、ここで言うと、山北、大井、小田原と広域連携ということは、山北、大井、小田原市も負担金を松田と同じようにお出しすると。それが100万円×4なのか、または県の支援の上乗せ、こういったものがあって、全体的に幾らバス会社に支給するのかと。それで、松田を通ってるバス会社、2社ありますけれども、1社は山北には行っていないと思うんで、多分富士急さんだけかなって感じしますので、その辺について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

政 策 推 進 課 長 まずですね、広域連携ということで、まず4町…1市3町が集まりまして、この国の補助金を使って新たに来た地方創生、これが事業者支援という目的で話がまとまりました。松田町からは100万円、これは…松田町としては1台につき、25台あるので4万円と、感染症の消耗品等に充ててくださいという100万円。（「1台4万円で25台。」の声あり）25台分。富士急湘南バスさんの保

有台数、車。大井町さん、山北町さんも一応同じ100万円を出しています。ただ、大井町さんと山北町さんは、100万円の内訳については細かいのちょっとまだ聞いてないんですけど、基本的に富士急さんが、富士急湘南バスさんがこれからバスロケーションシステムということで、国の補助金を使ってやっていく、いわゆるバスの予約システムとか、そういうのに数千万円かかる事業の一部として100万円を支援しようというところで、同じ100万円を支出します。小田原市さんは、やっぱり全市にあるバスに対して1台4万円というふうな支援で、ここも町と同じ100万円。町に対しては。富士急さんに対して100万円ということで協議を行い、支援をしているものでございます。以上です。

5 番 田 代 そうしますと、小田原と松田は積算同じですね。それで、大井と山北は積算は違うようなんですけども、この辺がちょっとよく分からなかったです。もう一度お願いいたします。

政 策 推 進 課 長 松田町さん…松田と小田原市さんは同じ形で、大井さんと山北町さんは100万円ということの中で、バスロケーションシステムという、富士急さん独自でこれから推進しようというシステム開発の事業等に充てていただきたいというところを支援すると。これ、もう大井さんも山北町も補正で承認されて、100万円を給付すると。細かい内訳については大井さんと山北町さんからそういうふうに聞いておりますので、報告とさせていただきます。

5 番 田 代 こういう交付金って上から来たもので、1市3町が同じような感じしたんですけれども、どうして違うのかな、単純な疑問なんです。すみません。

政 策 推 進 課 長 これをやらなくてはいけない…各市町村がやらなくちゃいけないというものではなくて、松田町としては同じ100万円の中で、そのちょうど25台分の4万円を給付するという内訳でなっております。大井町さんと山北さんも同じようにやってくれというようなこと、松田町はちょっと言えなくて、その100万円に対しての内訳はうちのほうで任してくださいという話を言われました。なので、ちょうど富士急さんがそのバスロケーションシステムを今後推進するということを聞いた大井町さんと山北さん…松田町もそうすればよかったんですけど、しっかりした内訳、コロナ対策の事業として松田町がやるのであれば、

その感染症予防として4万円の25台分という内訳にして交付したというところでございます。以上です。

5 番 田 代 ちょっと古い話で恐縮なんですけれども、山北の…小田原から山北の丹沢湖まで、1つのこの地域のバス路線の幹線バス路線なんですよね。そういったところは絶対廃退しちゃいけないと、撤退しちゃいけないという中で、20年ぐらい前からやはり利用者が少なくなって、いろんな路線を持っていたの、みんな撤退し始めたんですよ。そのときに国のほうから、今のその小田原から大井通って松田経由で山北まで行くと。それについてはたしか国庫が出て、補助した経緯があるんですよ。だから、そういったことで、流れの中で、やはりそれが厳しくなって、広域で何とかしようと。そういう中で私は見たのかなと。地方創生がある程度自由な枠があるから、ひとつ松田と小田原は実際に広域でそれだけの路線、台数扱ってると。大井はまたちょっと減るかもしれないよね。その差はあったんだけど、広域でやるから同じように100万円と、このような解釈でよろしいですかね。

政 策 推 進 課 長 1市3町話し合ったところ、もうそういう目的で、みんな同じことでやろうということではなく、今言われた、田代議員の言われたとおりの解釈で、要は経営支援ということを強く求める国のほうもありますので、そういう形で進めさせていただきました。以上です。

5 番 田 代 最後に確認です。今はこれ幹線路線だから広域で守ろうと。一方で、松田から寄、ほかの町もいろいろバス路線持ってますよね。町なかだけ走るとか、もうちょっと、幹線じゃなくても短い市町をまたぐバスとか、そういったものには一切これは出ないで、この小田原から山北まで出ると。ほかのものには、路線は出ませんよと、そういう解釈でよろしいわけですね。確認です。

政 策 推 進 課 長 松田町がこの25台分、保有している台数の車に対してなので、そのバスが小田原行ったりします。なので、事業者に対して支援ということで御理解願えればというふうに思います。以上です。

5 番 田 代 分かりました。終わります。

議 長 ほかにございますか。

3 番 内 田 先ほど1番議員から臨時特別交付金の御質問があったんですけど、ちょっと私もその件で1点お伺いします。

今、政府のほうでもまだ5万円の現金と5万円の給付…クーポン券の給付ということで、まだ決定はされてないというか、検討中だということなんですけど。今、全国で4つの市町が現金給付するというふうにテレビ報道などでお話ししておりますが、先ほど財政課長のほうから、まだはっきりは決まってないんですけど、今後近隣市町と…市と検討してるという話をしてしておりますが。これはどっちかという町長に御質問なんですけど、そうですね、今言った、全国では4つの市町が表明しているわけなんですけど、今後も全国でいろんな市町がそれに同調してくるという可能性も当然あると思うんですよ。昨日かね、総理のほうも、現金給付もやむを得ないような答弁をされています。この小さな松田町、例えばクーポンをもらっても、恐らくですよ、ほかの町・市で使われるんじゃないかと思うんですよ。松田町はそういう大型スーパーとかそういうものはないですしね。衣料品店もないです。結局ほかの市町村で使われてしまうという懸念が私は持ってます。そんな中で、町長はあくまでもほかの市町村との足並みをそろえるのか、やはり松田の、今、1,201名ですか、該当者がね。松田町の方々の御意見を聞いて、じゃあ、10万円の現金給付を考えられるのか。まだ国の方針が出てないからね、たればの話で申し訳ないんですけど、その辺は町長、どのようにお考えになってるか、御質問します。

町 長 御質問ありがとうございます。先ほどこちらのほうで話ありましたように、たればの話になってしまいますけれどもね。うちは今…答えから言うんですけど、私は肌感覚的に言うと現金給付かなと思ってます。やっぱり今からですね、年度末の事業の執行について、いろんなことの準備もありますし、やっぱり、先ほど、一応国が今求めている理由としては、その年度末の入学とか入園だとか卒業だとか、いろんな部分でお金がかかると言われてるようなところの中で、やっぱり迅速に、本当はそれが迅速にできるならクーポンでもいいのかなという気はしますけれども、非常にタイトな時間の中でその目的を達成するには非常に厳しいんじゃないかというふうに、今のところはそういうふうな判断

もしてます。現在5万円を3月末までに現金給付じゃなくってクーポンで…ああ、ごめん。クーポンじゃなくて現金給付にしたときのペナルティーがあるかとかないとかという話がありますけども、もう方向性的には、内閣府のほうに確認をして、ペナルティーはありませんというふうな回答を内々で私のほうにはもう連絡が来てます。ですから、あとはそのタイミングということで、財源の確保も当然しなきゃいけないですし、まだ国からそこまではまだ来てません。なので、その話が来ればですね、そうしたい。いや、本当に、クーポンだとですね、逆にですね、少なからず町なかでお金が動く可能性もあるので、そういったのもね、捨てがたいのはあるんですけども、ちょっと今回は目的を達成するためにはやっぱり時間的なスピード感を持つとなると、やっぱり現金給付じゃなかろうかなという肌感覚でおりますが、これが正式な答えだと思ってもらっても困るということで。今そっちの方向ということで、ここで御回答しておきます。以上です。

議 長 よろしいですか。

3 番 内 田 結構です。

議 長 ほかにございますか。

4 番 平 野 先ほどからワクチンのこと、井上議員も丁寧に御質問されていたんですが、1つ私もちょっと聞きたいんですけれども、この接種券は、またこの間のようなやり方で、届いた方がそれを見て、自分で予約をするというような方式なんでしょうか。

子育て健康課長 ただいまの御質問ですが、予約のほうは御自分で取っていただく、今までどおりの形になります。

4 番 平 野 それについては、何人かちょっとやはり高齢者の方が、皆さん住民健診などはされているんですが、そういうときは向こうから来まして、来たところにもう書いてありますよね、日時。それで対応して、あ、駄目だという人だけが変更をするという方法になってるじゃないですか。何かそういうふうにしてくれると、予約、自分でやらなくて済むんだけどなというお声を何人かから伺っているんですが、そんな形は検討されないですか。

子育て健康課長 医療機関に御自分で予約を取る方…取るのが大変な方、そういった方も今までもおりました。そういった方については、相談室のほうにお電話頂いて、こちらで取っております。全てこのようにしてしまいますと混乱が生じることもございますので、丁寧にその辺は説明して、無理な方についてはこちらで対応できるようにしていきたいと思います。

議 長 よろしいですか。

4 番 平 野 では、よろしくお願いします。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第49号令和3年度松田町一般会計補正予算(第9号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第50号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第50号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)。令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,026万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,479万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。今回の補正は、新型コロナワクチンの接種を促進するための新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を受けることに伴う歳入の追加及び歳出の財源補正を行うとともに、9月に確定しました令和2年度決算に基づき、繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、項、目ともに繰越金につきましては729万5,000円を追加し、1,729万5,000円となります。

款、県支出金、項、県補助金、目、総務費補助金。説明欄の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金につきましては、新型コロナワクチンの接種を促進するため、令和3年7月末までに、1週間につき100回以上のワクチン接種を4週間以上行った場合に対象となり、1回につき200円が交付されるものでございます。寄診療所の実績としましては、対象者1,484回、金額が296万8,000円となります。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款、総務費、項、施設管理費、目、一般管理費では、歳入で説明いたしました県補助金の交付に伴い、財源補正をさせていただきました。款、項、目ともに予備費は歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第50号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第51号令和3年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第51号令和3年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。
令和3年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,681万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福祉課 長 それでは説明をさせていただきます。一般会計補正予算（第9号）で説明をいたしました、令和3年4月の人事異動に伴う給与費の減額による一般会計繰入金の減額が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。款の6、繰入金、項の1、一般会計繰入金、目の2、その他一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金が150万円の減額になります。

次のページをお開きください。10ページ、11ページでございます。歳出について説明をいたします。款の1、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般

管理費、節の２、給料及び節の３、職員手当等は、職員人事異動による給与費等の減によるものでございます。

次ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第51号令和３年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。休憩中に議会全員協議会を開催しますので、議員及び町長以下職員は、３時50分までに大会議室に御集合ください。（15時38分）

議 長 休憩を解いて再開いたします。（16時30分）

お諮りします。日程第８同意第５号、日程第９同意第６号、日程第10同意第７号及び日程第11同意第８号は人事案件ですので、町長の提案説明が終わりましたら、質疑・討論を省略して採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。それでは、同意５号、同意６号、同意７号及び同意８号は質疑・討論を省略し、採決とさせていただきます。

議 長 日程第８「同意第５号監査委員の選任について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第5号監査委員の選任について。次の者を監査委員に選任したいので、
地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町神山119番地。氏名、鍵和田毅志。生年月日、昭和20年9月6日。

令和3年12月9日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。令和3年12月20日をもって監査委員の任期が満了するため、提案
するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同
意第5号監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起
立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いた
しました。

議 長 日程第9「同意第6号教育委員会委員の任命について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第6号教育委員会委員の任命について。次の者を教育委員会委員に任
命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定
により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田惣領1561番地6。氏名、石川純一。生年月日、昭和31
年4月9日。

令和3年12月9日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。令和3年12月19日をもって教育委員会委員の任期が満了するため、
提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同
意第6号教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の
方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しま
した。

議 長 日程第10「同意第7号固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

町長 町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第7号固定資産評価審査委員会委員の選任について。次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田庶子613番地6。氏名、吉田宏武。生年月日、昭和33年12月28日。

令和3年12月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和3年12月14日をもって委員の任期が満了するため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第7号固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議 長 日程第11「同意第8号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

町長 町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第8号人権擁護委員の推薦について。次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、松田町神山218番地8。氏名、内田晴康。生年月日、昭和33年1月25日。

令和3年12月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和4年3月31日をもって委員の任期が満了するため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第8号人権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第12「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

令和3年第2回足柄上衛生組合議会定例会報告を井上栄一君より報告願います。

6 番 井 上 それでは、足柄上衛生組合議会報告をさせていただきます。令和3年10月12日、松田町議会議長 飯田一殿。井上栄一。

令和3年第2回足柄上衛生組合議会定例会に出席いたしましたので、次のとおり報告いたします。

1、日時。令和3年10月12日（火曜日）9時から10時。

2、場所。足柄上衛生組合議場。

1、議員の改選による議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定は1日と決定をしております。

組合長の行政報告。開成町の府川町長からです。足柄上地区の介護認定審査会は、令和3年ですね、9月30日をもって終了し、南足柄市による運営が開始をしていると。足柄上地区休日急患診療所、コロナ感染症の影響で、前年度と比べ、約2分の1の受診者数と減少をしています。足柄衛生センター新延命整備計画に予定した保守及び修繕を執行しているという報告がありました。

3、議案第6号令和2年度足柄上衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定で、賛成全員で認定されました。

4、議案第7号令和3年度足柄上衛生組合一般会計補正予算（第1号）、これは賛成全員でですね、議決をしております。内容としましては、歳入につきましては前年度繰越金の補正、歳出につきましては、曝気ブローアの修繕、基金積立金、予備費の補正。

以上でございます。よろしくお願いいたします。資料はですね、事務局のほうにございますので、閲覧は可能でございます。よろしくお願いいたします。

議長 井上栄一君の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で令和3年第2回足柄上衛生組合議会定例会報告を終わります。

令和3年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を齋藤永君より報告願います。あ、すみません。田代実君より報告願います。

5 番 田 代 それでは、東部清掃組合議会定例会報告を行わせていただきます。

令和3年第2回東部清掃組合議会に出席しましたので、その概要について下記のとおり報告します。

令和3年10月14日(木曜日)午前9時から、大井町美化センター会議室で開催されました。

付議議案については日程第1から6までです。そのうち審議した内容については、議案第5号令和2年度足柄東部清掃組合歳入歳出決算の認定ということで、監査委員から意見書の報告、その後、事務局長から説明の後に、一般廃棄物基本計画作成委託料の質疑や、建物清掃委託料の半減した質疑、こういったものが行われました。その結果、全員賛成で可決しました。

この決算に伴いまして、繰越金が出ましたので、補正第1号ということで上程されまして、全員賛成で可決されました。以上のとおりです。

詳細については事務局に資料がありますので、御閲覧ください。以上です。

議 長 田代実君の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で令和3年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

次に、令和3年度第2回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を、委員の古谷星工人君より報告願います。

2 番 古 谷 それでは報告させていただきます。令和3年11月29日、松田町議会議長 飯

田一殿。神奈川県西部広域消防運営協議会委員 飯田一、古谷星工人。

令和３年度第２回神奈川県西部広域消防運営協議会報告書。令和３年11月19日に開催された、令和３年度第２回神奈川県西部広域消防運営協議会に出席しましたので、その概要について下記のとおり報告します。

日時、令和３年11月19日（金曜日）13時30分から。場所、小田原市役所３階、議会全員協議会室。

報告案件（１）令和２年度小田原市広域消防事業特別会計決算について。歳入歳出ともに、総額は49億6,919万1,443円。歳入は負担金、繰入金が減額となり、歳出は職員給与費と消防施設維持管理費事業、消防庁舎再整備事業が予算に対し減少しました。以上、承認されました。

（２）令和４年度主要事業（案）について。消防施設の改修・整備については、令和４年度から令和５年度の２か年で、山北出張所の建設、感染症対策のため、足柄消防署等の仮眠室の個室化や洗面所の自動水栓化工事、足柄消防署屋上のキュービクルの交換工事、小田原消防本部庁舎の浴室等の改修が予定されています。

車両更新は本部指令車１台、小田原消防署の調査車１台、これ小田原です。資機材運送車１台（栢山）、足柄消防署の指揮台１台（足柄）、資機材運送車１台（岡本）、高規格救急自動車２台（足柄、山北）の計の７台になります。足柄消防署のはしご車のオーバーホールが予定されております。その他、緊急用資機材の購入や救命救急士の育成のための病院等に職員の派遣、救急業務の質の向上を目指します。以上、承認されました。

詳細については事務局に資料がありますので、御確認ください。以上です。

議 長 古谷星工人君の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。以上で令和３年度第２回神奈川県西部広域消防運営協議会報告を終わります。

議

長 日程第13「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定によりお手元に配付のとおり提出されています。

最初に総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議

長 日程第14「議員派遣について」を議題といたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動等について、今後の計画についてお手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。

なお、日程・派遣議員に変更等が生じた場合には、議長に一任をお願いいたします。

議

長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了しました。これをもって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議ありがとうございました。
3日間にわたり御苦労さまでした。(16時48分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 4年 2月14日

松田町議会議長 飯 田 一

署名議員11番 寺 嶋 正

署名議員12番 大 舘 秀 孝